

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別紙3)を参考にして、外部機関とも連携する。

※別紙3「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート(大阪市教育委員会資料)」参照

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌主任・室長等に報告する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、いじめ防止対策委員会に報告し、いじめ防止対策委員会にて今後の対応を検討する。また、管理職が学校法人東海大学初等中等教育部に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、来校してもらい直接会って、より丁寧に行う。また、来校するのが難しい場合は、家庭訪問等を行い、説明を行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 重大事態の発生の場合

〔重大事態の意味〕

- (1) 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが認められる場合。
 - ①生徒が自殺を企図した場合。
 - ②身体に重大な傷害を負った場合。
 - ③金品等に重大な被害を被った場合。
 - ④精神性の疾患を発症した場合。等
- (2) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められる場合。
(年間30日を目安とする。また、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に調査に着手する)

〔重大事態の発生の報告〕

- (1) 本校から学校法人東海大学へ重大事態の発生を報告。
- (2) 学校法人東海大学から地方公共団体の長等に重大事態の発生を報告。

〔重大事態の調査〕

- (1) 学校の設置者（学校法人東海大学）が調査主体の場合。

学校の設置者が調査主体の場合とは、

- ・従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者（学校法人東海大学）が判断した場合。
- ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合。

- ①設置者の下に、調査組織を設置し、当該重大事態の性質に適切な専門家の助言を得ながら調査する。
- ②調査組織では事実関係を明確にするための調査を行う。
- ③調査組織はいじめを受けた生徒及びその保護者に対して、関係者の個人情報に十分配慮した上、情報を適切に提供する。
※調査で得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象者の在校生や保護者に説明する等の措置をとる。
- ④設置者は調査結果を地方公共団体の長等に報告する。
- ⑤設置者は調査結果を踏まえ、対処解決・再発防止等の必要な措置にあたる。

- (2) 学校が調査主体の場合。

学校の設置者の指導・助言のもと、以下の対応に当たる。

- ①「いじめ防止対策委員会」を中心に当該重大事態の性質に適切な専門家の助言を得ながら調査する。
- ②「いじめ防止対策委員会」では事実関係を明確にするための調査を行う。
- ③「いじめ防止対策委員会」はいじめを受けた生徒及びその保護者に対して、関係者の個人情報に十分配慮した上、情報を適切に提供する。
※調査で得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象者の生徒や保護者に説明する等の措置をとる。
- ④「いじめ防止対策委員会」は調査結果を学校の設置者（学校法人東海大学）に報告する。
- ⑤「いじめ防止対策委員会」は調査結果を踏まえ、対処解決・再発防止等の必要な措置にあたる。

※地方公共団体の長等が再調査を行う場合には、調査主体の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

4 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼で

きる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、担任および学年主任が中心となって対応する。さらに、定期的にいじめ防止対策委員長に生徒の状況報告を行う。状況に応じて、スクールカウンセラー・精神科医・顧問弁護士の協力を得て対応を行う。

5 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー・精神科医・顧問弁護士の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

6 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育の部や文化の部、その他校外学習・宿泊研修等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

※エンパワメント・・・個人が自分自身の力で問題や課題を解決していくことができる社会的技術や能力を獲得すること。

7 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、生徒指導部において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。調査内容をいじめ防止対策委員長に報告する。必要に応じて、いじめ防止対策委員会を開催し、対応を検討する。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

2022.4.1 一部改訂